

## コンプライアンス委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、株式会社 PSD（以下当社という）の就業規則およびコンプライアンス規程に基づき、株式会社 PSD コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を、当社の法令等遵守のための検討を行うことを目的として設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の職務)

第2条 委員会は、当社のコンプライアンス推進に関わる次の各号に掲げる事項について、調査、協議、報告等を行うものとする。

- (1)当社のコンプライアンスに関すること。
- (2)当社のコンプライアンス体制の整備に関すること。
- (3)内部通報に関すること。
- (4)ハラスメント防止に関すること。
- (5)リスク管理に関すること。
- (6)役員および従業員等の処分に関すること。
- (7)第3号から前号までの実施状況に関する調査及び審議に関すること。
- (8)当社の代表取締役及び株主総会への報告に関すること。
- (9)その他委員会が必要と認める事項

### (組織及び運営)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、コンプライアンス規程第4条に基づき、コンプライアンス推進体制実施総括責任者をもって充てる。

3 委員は、本人の合意に基づく委員長による指名、もしくは本人の立候補により、従業員から選任され、委員長によって任命される。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員長が認めたときに随時開催する。

### (関係者の出席等)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に関係役員・従業員等を出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

(コンプライアンス推進担当)

第6条 コンプライアンス推進をはかるための事務局は、コンプライアンス運営総括部である総務・経理部内におき、以下の事項を取り扱う。

- ① コンプライアンス委員会の運営
- ② コンプライアンス規程、本規定等コンプライアンスにかかる規定の起案と委員会への府議
- ③ コンプライアンス推進のためのプログラムの立案と委員会への府議

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規程は、2021年1月1日から施行する。